

「就学奨励金(小学校入学準備金等)」



申請のご案内



保護者のみなさまへ
ぜひお読みください

入学準備金 **57,060円** を小学校入学前に支給します！

※令和7年2月28日(金)支給予定

就学奨励金とは？

経済的に困りの
国公立校の小中学生の
保護者を対象に、
学用品費や給食費など、
お子様の学校生活に
かかる費用を
援助する制度です。

わが家は受け取れるのかしら・・・??

→詳しくは次をチェック！



援助を受けられる人

次の5つのすべてに当てはまる人が対象



- お子様と保護者が令和7年1月1日に相模原市に住んでいる
- お子様と保護者が令和7年4月に国公立小学校（義務教育学校前期課程を含む）に入学予定（私立小学校、特別支援学校に入学予定は除く）
- 生活保護受給中でない
- 児童養護施設等（里親委託を含む）にお子様が入所していない
- 次の（1）か（2）のどちらかに該当する

(1) 基準以内の所得である（所得審査あり）

(2) 令和6年度に次のいずれかに当てはまる

令和5年中における世帯全員の総所得額の合計額

世帯人数	目安となる上限額※
2人	256万円
3人	307万円
4人	353万円
5人	382万円
6人	437万円

※上限額は世帯構成・年齢等により変わります。
この額を下回っても不交付となる場合や、
上回っても交付となる場合があります。

- ア 児童扶養手当を受けている人
（児童手当・特別児童扶養手当とは別）
- イ 生活保護が停止・廃止となった人
（世帯変更（婚姻等）が理由の場合は対象外）
- ウ 収入のある人全員に障害があり市民税非課税の人
又は寡婦もしくはひとり親で世帯員全員が市民税非課税の人
- エ 災害により市民税、固定資産税、個人事業税のいずれかが
減免された人
- オ 国民健康保険税が減免又は徴収猶予された世帯の人
- カ 世帯全員の国民年金の掛金が減免された世帯の人
- キ 社会福祉協議会から生活福祉資金の貸付を受けた人
（低所得世帯で貸付を受けた場合に限る）

◆上記(1)、(2)以外の理由により援助を必要とする人は、学務課にご相談ください。（連絡先裏面参照）
例：世帯構成員の失業（自己都合を除く）、事実上の離婚状態や配偶者等の暴力による別居など

所得はどうやって確認するの？

確定申告をした人

自営業の人などの場合は、
**確定申告書の控えの「収入から
必要な経費を引いた後の金額」**
を確認しましょう。

給与所得の人

源泉徴収票の「給与所得控除後の金額(調整控除後)」
の欄を確認しましょう。

令和5年分 給与所得の源泉徴収票

支払を受ける者	住所又は居所	(受給者番号)	(個人番号)	(役職名)	氏名	所得	源泉徴収税額
年収						千円	円

申請方法

- ◆ **提出書類**：・申請書（申請者全員）
・添付書類（必要な人のみ→申請書裏面参照）



記入例は
こちら



- ◆ **提出先**：**学務課へ郵便により提出**※直接持参可

以下の申請書提出先をご確認ください。

※普通郵便による提出がご心配な場合は、追跡可能な送付方法をご利用ください。

- ◆ **提出期限**：**令和7年1月8日（水）必着**

提出期限を
過ぎた場合は？

小学校入学後に配布される就学奨励金の申請書を提出してください。
入学前に受給することはできなくなりますが、7月までに申請し交付決定された場合は、
入学準備金と同額の新入学児童学用品費を8月下旬に支給します。

援助の決定

交付決定となった方には、入学後に支給する新入学児童学用品費を
入学前に入学準備金として支給します。

- ◆ 書類審査を行い、**2月上旬**に申請者(保護者)あてに結果を通知します。

援助の内容

- ◆ 援助費目、援助額は変更となる場合があります。
詳細は、**審査後に送付する交付決定通知書裏面**をご確認ください。
- ◆ 就学奨励金は、原則、ご指定の保護者口座に振り込みます。
(学校納付金が免除される制度ではありません。)



援助費目		金額(予定)	支給予定時期
入学準備金		57,060 円	令和7年2月28日(予定)
1学期分 (4～7月分)	学用品・ 通学用品費	3,878 円	令和7年8月下旬 又は令和7年9月下旬 (詳しくは決定通知裏面を ご覧ください)
	給食費	現物給付(代理納付)又は実費額	
	校外活動費	参加した場合 1,600 円を学年に1回給付	
	通学費	実費相当額(通学距離が片道 4 km以上の人)	

医療費・めがね購入費等(詳しい利用方法は審査後に送付される交付決定通知書裏面等をご確認ください)

- ・学校保健安全法に定められた疾病で学校の健康診断の結果、次の対象疾病について治療等の指示を受けた場合、被保険者一部負担金額分を援助
【対象疾病】結膜炎・アデノイド・中耳炎・う歯(むし歯)等
- ・医療機関での視力検査の結果、めがねによる視力矯正が必要と診断された場合、めがねの購入費の一部を援助

◆注意事項 ▲必ずお読みください

- ◆ 既に在学中のお子様について、就学奨励金の交付決定を受けている場合であっても、新入学のお子様の援助を希望する場合は、「令和6年度就学奨励金(小学校入学準備金等)交付申請書」の提出が必要です。
- ◆ 審査に際し、税の申告が遅れている人や添付書類が不足している人は援助が受けられない場合があります。
- ◆ 所得等の審査は、原則として保護者に住民登録上の全ての世帯構成員を加えて行います。
- ◆ 入学準備金(就学援助制度)申請後に生活保護の申請をした場合は、必ず学務課にご連絡ください。
生活保護費として入学準備金を重複受給した場合、返還していただくことになります。

お問合せ：相模原市コールセンター 電話 042(770)7777

午前8時～午後9時 年中無休

※個人情報などに関することは直接学務課にお問い合わせください。

(申請書提出先) 〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15

相模原市教育委員会 学務課 就学支援班(市役所第2別館5階)

(連絡先・受付時間) 電話042(769)9262(直通) 平日午前8時30分～午後5時15分

